

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月13日(水) 午前10時15分から午前10時35分

2 開催場所 倉敷市役所 10階 大会議室

3 出席委員 22人

会長 10番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

5番 田邊 洋樹 委員 6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員

8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員

22番 井上 保邦 委員

4 欠席委員 2人

23番 難波 朋裕 委員 24番 氏家 寿子 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

8番 山地 康弘 委員 17番 矢野 秀典 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 樋口 尚司 事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二

事務局主幹 塩見 雅子 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	<p>(開会 午前10時15分)</p> <p>事務局 佐々木次長</p> <p>ただいまから5月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p> <p>花巻会長 (以下「議長」)</p> <p>ただ今から、令和2年5月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号2番 香西 英雄 委員と、議席番号3番 中野 恒夫 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と、剣持副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて18件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が17件、使用貸借権の設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号, 1番から18番について調査票をもとに説明】</p> <p>まず1番についてですが、譲受人の耕作地に一部管理不適切な農地があることによ</p>

り、先月保留となった案件です。

今月の真備地区協議会において再度審議しましたが、なお検討を要すとの結果となり、継続して来月まで保留とのご意見でした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただいたところ、さきほどご説明した1番については保留、その他残りの案件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の18件は、1番については保留、これを除く17件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第1号の18件について、1番は保留、残す17件は、許可と決定いたします。

議事を進めます。4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**
中村主幹

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の、4件については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号の、1番から4番の4件については許可と決定します。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>おそれいます、矢野 委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(矢野委員, 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 中村主幹</p>	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から7頁にかけて13件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました13件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた13件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この13件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明がありましたが、農地法 第5条 の規定による許可申請の13件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第3号の1番から13番を許可と決定します。</p> <p>事務局、矢野委員に入室するように伝えてください。</p>

(入室)

矢野委員に報告いたします。
議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、8頁をご覧ください。
議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、山地委員、井上委員に関係する案件があります。
農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山地委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。
議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から15頁にかけて54件、16頁から43頁にかけて113件の合計167件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、使用貸借が108件、賃貸借が59件です。

また、利用期間の更新は18件で、更新切れ及び円滑化事業満了を含む新規は149件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが113件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人です。

集積面積は、348,447.3㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは225,897㎡です。

借り手は貸借に必要な耕作面積10aを満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、167件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局，2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。
議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして，44頁をご覧ください。
議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
吉井
課長主幹

【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

吉井です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

44頁をご覧ください。船穂地区で1件の申請がありました。

特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は船穂町船穂で、生前から、被相続人と同じ地区に住む同一の農家世帯でした。

申請農地は自宅から60mの範囲に位置するほか、耕作農地のいずれも500mの範囲内に位置しています。

現地を確認したところ野菜等の作付けがあり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

今回の調査内容について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明がありましたが、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の1件は、承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第5号は承認と決定します。

以上で審議案件は、終わりました。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局
剣持副主任

【報告第1号から第5号について報告・説明】

45頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、45頁から51頁にかけて21件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に52頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、52頁から53頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に54頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、54頁から66頁にかけて50件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に67頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが67頁から68頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に69頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが69頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうへ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(次回総会の日程案内) 以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は6月10日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時35分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年5月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員